※法人格のない任意団体の会則や規約は、特にこれ、という決まった形式はありません。

どんな団体にしていきたいかメンバーの皆さんと話し合いながら、団体の状況に応じたオリジナルの規約を作ってください。

**記載例**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

**第１章 総則**

（名称）

第１条　この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、横浜市○○に置く。

**第２章 目的及び事業**

（目的）

第３条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第４条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

**第３章 会員**

（種別）

第５条 この会の会員は、次の○種とする。

←かならずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会し、総会での議決権を持つ者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第６条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

第７条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

←「総会において別に定める」等の記載でもかまいません

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第８条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

２ 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（２）会費を○年以上納入しないとき。

**第４章 役員**

（種別）

第９条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

（１）会長 １人

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 監事は、会の会計を監査する。

（解任）

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（任期）

第13条 役員の任期は、○○年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

**第５章 総会**

（種別）

第12 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第13 条 総会は、正会員をもって構成する。

（審議事項）

第14 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

（1）会則の変更

←あくまで一例です。

（2）解散

（3）事業の変更

（4）事業報告及び収支決算

（5）事業予算及び収支予算

（6）役員の選任又は解任

（7）その他会の運営に関する重要事項

（開催）

第15 条 総会は、会長が招集する。

２ 通常総会は、年１回開催する。

３ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の３分の１以上から請求があったとき。

（議長）

第16 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

←「会員の過半数」としても可

第17 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

第18 条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第19 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって

表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

２ 前項の場合における第17 条及び第18 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

（議事録の公開）

第21 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

**第６章 役員会**

（構成）

第22条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

（権能）

第23 条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第24 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

（議長）

第25 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第26 条 役員会には、第17 条から第21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

**第７章 会計**

（経費）

第27 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（事業年度）

第28 条 本会の事業年度は、○月○日から翌年の○月○日までとする。

（事業計画及び予算）

第29 条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第30 条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

**第8章　事務局**

（事務局の設置等）

←事務局長の任命方法などをここで定めてもよい

第31条　本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

**第9章 雑則**

（会則の変更）

第32 条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

（委任）

第33 条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、○○年○○月○○日から施行する。